

公 告

公益財団法人山形県建設技術センター経理規程第 40 条及び第 43 条により地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項による、汚泥処理処分業務の条件付一般競争入札を次のとおり行う。

令和 2 年 2 月 5 日

公益財団法人山形県建設技術センター 理事長 廣 瀬 涉

1 入札場所及び日時

- (1) 場所 天童市大字大町字西原 1915 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所 会議室
- (2) 日時 令和 2 年 2 月 27 日 (木) 時間については入札説明書に記載

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称及び予定数量 (下記役務には収集運搬を含む)

- ① 山形浄化センター汚泥処理処分業務 (資源化)
予定数量 : 8,600 t
- ② 村山浄化センター汚泥処理処分業務 (資源化)
予定数量 : 6,600 t
- ③ 置賜浄化センター汚泥処理処分業務 (資源化)
予定数量 : 3,400 t
- ④ 庄内浄化センター汚泥処理処分業務 (資源化)
予定数量 : 3,300 t
- ⑤ 山形浄化センター汚泥処理処分業務 (最終処分等)
予定数量 : 1,200 t (し渣・沈砂 600 t を含む)
- ⑥ 村山浄化センター汚泥処理処分業務 (最終処分等)
予定数量 : 600 t (し渣・沈砂 30 t を含む)
- ⑦ 置賜浄化センター汚泥処理処分業務 (最終処分等)
予定数量 : 300t (し渣・沈砂 30 t を含む)
- ⑧ 庄内浄化センター汚泥処理処分業務 (最終処分等)
予定数量 : 200t (し渣・沈砂 60 t を含む)

- (2) 調達する役務の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法

(1) の①から⑧ごとの 1t 当たりの単価により行う。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、次により金額を記載すること。

なお、記載する金額は整数とする。

イ 資源化の場合

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算

した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ロ 最終処分等の場合

最終処分として提案する場合、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額及び産業廃棄物税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額から産業廃棄物税を差し引いた金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

その他の処分方法で提案する場合、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (3) 1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（様式第 104 号によるものに限る。）に記載されていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当するものを除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 山形県内に本店を有すること
- (8) 山形県内に処分施設が所在していること。
- (9) 2 の（1）に係る役務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項の規定により必要な許可（以下「本件処分業務の許可」という。）及び同条第 1 項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業務の許可」という。）を受けている者であること。
 - ロ 本件処分業務の許可及び本件収集運搬業務の許可を受けている者で、収集運搬業務を他の者に履行させる場合は、収集運搬業務を履行することとなる者が本件収集運搬業務の許可を受けていること。
 - ハ 本件処分業務の許可を受けている者で、収集運搬業務を他の者に履行させる場合は、収集運搬業務を履行することとなる者が本件収集運搬業務の許可を受けていること。
- (10) 収集運搬業務を履行することとなる者が、(1) から (7) の要件を全て満たしていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務の担当

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務の担当

場所 天童市大字大町字西原 1915 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所
担当 維持管理課

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所（※USB 等の持参電子媒体への配布）

天童市大字大町字西原 1915 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

- ##### (2) 契約保証金 契約金額に契約予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額。
- ただし、規則第 135 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。第 1 号に該当する場合は、「県」とあるのは「公益財団法人山形県建設技術センター」と読み替えるものとし、第 3 号の国又は地方公共団体には公社及びこれに類するものを含むものとする。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び 2 の (1) の役務の応札に係る提案書（以下「応札役務実施体制提案書」という。）を令和 2 年 2 月 5 日から令和 2 年 2 月 18 日までに公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所に提出すること。
- (2) (1) により提出された応札役務実施体制提案書については、2 の (1) の役務に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件収集運搬業務を他の者に履行させる場合は、収集運搬業者、処分業者各々と契約を締結するものとする。
- (4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (5) 規則第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登載見込みの者が落札した場合、契約日時点においてその事実が確認されないときは契約を締結しない。
- (6) 落札決定後、本件役務に係る契約締結の間において、当該落札事業者が法令違反等により事業の履行ができないと認められる場合は、契約は締結しない。
- (7) 突発的な事象により、当初予定数量と実績数量に大きな乖離が生じた場合は、変更契約を行う。
- (8) 公益財団法人山形県建設技術センターの都合により、この入札及び契約の停止等があり得る。
- (9) 詳細については入札説明書による。